

槇坪病院介護医療院

重要事項説明書

1、 事業者概要

事業者名称	槇坪病院介護医療院
主たる事業所の所在地	広島県広島市東区光町一丁目14番2号
代表者名	槇坪 毅
設立年月日	令和4年8月1日
電話番号	082-263-5788
FAX番号	082-263-5820

2、 施設の目的と運営の方針

施設の目的	介護医療院とは、要介護状態にある高齢者に対し、適切な施設サービスを提供する事を目的とする。
運営の方針	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、介護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練、その他の必要な医療を行う。

3、 施設の概要

定員		120名	
療養室	2人室	19.99~26.30m ²	9室
	3人室	25.77~32.50m ²	34室
食堂兼談話室		321.34m ²	
診察室・処置室		22.5m ² 、7.5m ²	
機能訓練室		75.06m ²	
浴室	①	50.3m ²	
	②	35.1m ²	
レクリエーションルーム		162.71m ²	
トイレ		各階に2箇所	
サービスステーション		2階30.91m ² 、3階13.20m ² 、4階13.20m ²	
洗濯室		7.51m ²	
汚物処理室		各階1室	

4、 交通機関

広島駅新幹線口より徒歩5分

5、 食事、入浴等について

起床・就寝	起床時間	6時00分
	就寝時間	21時00分
食 事	食事時間	
	朝食	8時30分～
	昼食	12時00分～
	夕食	18時00分～
入浴・清拭	入所者の入浴は、特殊浴槽・一般浴槽にて対応しています。 入浴できない方はタオルで体をお拭きします。(週2回)	

6、 利用料金

(1) 基本サービス費

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。介護報酬単位を金額に換算した額に、各介護保険負担割合を乗じた額が、自己負担額（施設サービス費）となります。

当院はI型介護医療院サービス費（I）（多床室）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費（単位/日）	833	943	1,182	1,283	1,375

※当院は5級地で、1単位10,45円になります。

(2) 食事（食費）

食費は本人及び世帯の収入により負担額は異なります。食費の金額は1日当たりの金額となります。

		食費
負担 限度 額	第1段階	300円
	第2段階	390円
	第3段階 ①	650円
	②	1360円
	第4段階	1499円

(3) 居住費（多床室）

居住費の負担額は本人及び世帯の収入により異なります。

		居住費
負担 限度 額	第1段階	0円
	第2段階	430円
	第3段階 ①	430円
	②	430円
	第4段階	437円

(4) 自費負担金額

当院では以下の項目について、使用料・使用回数に応じた金額の負担をお願いします

(a) 洗濯代

ネマキ	1枚につき	130円
肌着	1枚につき	84円
パンツ	1枚につき	70円
タオルケット	1枚につき	279円
バスタオル	1枚につき	84円
タオルケット	1枚につき	40円

(b) 使用料・リース料

テレビ電気代	1日につき	110円
病衣（リース）	1日につき	110円
タオル（リース）	1日につき	110円
おしぼり（リース）	1日につき	110円

(事業の目的)

第1条 槇坪病院（以下「施設」という。）において行う介護医療院サービスの事業（以下「事業」という。）は、要介護状態にある高齢者に対し、適切な施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 施設は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、介護、医学的管理の下における介護その他の世話や機能訓練その他の必要な医療を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・施設サービスの綿密な連携を図るものとする。
- 3 施設は、提供した介護医療院サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 4 介護医療院サービスについて、以下の虐待行為は行ってはならない。
職員はセルフチェックリストなどを用い、確認を心がける。

(1) 身体的虐待

身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

わいせつな行為をすること。またはわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

著しい暴言、もしくは拒絶的な対応または不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動行うこと。

(4) 放棄・放任（ネグレクト）

心理的に衰弱させるような減食または長時間の放置、粗悪な環境の放置など。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。
虐待は突然発生するものではなく、不適切なケア、不適切な施設・事業所運営の延長線上にあることを認識すること。「不適切なケア」の段階で見つけ出し、将来の「虐待の芽」を摘むような取り組みが必要である。

- 5 入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、例外として極めて限定的に身体拘束を行うが、以下の事項に留意すること。
- (1) 関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束廃止のための体制。
 - (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順
 - (3) 身体拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等またはその家族への説明
 - (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等またはその家族への説明
 - (5) 解消後の身体拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録
 - ① 必ずペアで作業すること
 - ② 何度説明しても納得してもらえない患者については、各師長に報告後、病棟会議を開催し検討する。
- 6 やむを得ず病院管理となっている患者の金銭管理は 「預かり証」を作成し、個人別金銭出納台帳を総務課にて管理する。

（施設の名称及び所在地）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 榎坪病院介護医療院
- (2) 所在地 広島市東区光町一丁目14番2号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する介護医療院サービスに係る従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

	定数
(1) 医 師	3名
(2) 薬 剤 師	2名
(3) 管理栄養士	2名
(4) 看 護 師	20名以上
(5) 准看護師	(内看護師4名以上)
(6) 介護職員	30名以上
(7) 作業療法士	2名
(8) 介護支援専門員	2名

(入院患者の定数)

第5条 入院患者の定義は、次のとおりとする。

介護医療院病床数 120床

(入院患者に対する介護医療院サービスの内容)

第6条 入院患者に対する介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 療養上の管理
- (2) 看護
- (3) 医学的管理の下における介護その他の世話
- (4) 機能訓練その他の必要な医療

(利用料その他の費用の額)

第7条

- 1 介護医療院サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額の割合とする。
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入所者から受け取ることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。
 - ① 私物のタオル、バスタオル、肌着類等の洗濯は持ち帰るか、病院に依頼するかは、入院時に決めること。
 - ② リースの病衣、タオル、おしぼり等の使用は、希望によりリース用品使用料金による所定の料金を払い込むものとする。
 - ③ テレビ、ラジオその他電気製品の持ち込みは、病院長の許可を受けた上で、電気製品持ち込み料金による所定の料金を払い込むものとする。
 - ④ その他の日常生活費については、本人又は家族の同意のもとに必要な額を決めて支払うものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、利用に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- ① 利用者は、介護計画に沿ったサービスに協力しなければならない。
- ② 利用者は、主治医、看護師、介護者のしじに従わなければならない。
- ③ 利用者は、各サービスにより生じた自己負担金、自ら依頼したサービスにかかった費用は、翌月の10日までに支払わなければならない。
- ④ 他の利用者や病院に著しい被害や損害を与えるような行為がなされた場合は、退院してもらうことがある。

(非常災害対策)

第9条 施設は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1 施設は、従業員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) その他の研修

2 従業員は、職務上知り得た秘密を保持する。